

# 死亡届 にともなう諸手続き

※お亡くなりになった日から14日以内に、本人確認書類（官公署等発行の免許証など）および認印をお持ちになり、役場受付窓口までお越しください。



手続きには、マイナンバーや本人確認書類の提示、印鑑、追加書類が必要な場合があります。 内子町

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	住民登録	* 世帯主が亡くなられた場合、同じ世帯の方について、新しい世帯主を設定する必要があります。暫定的に新世帯主を設定しますので、変更したい場合は、変更届をしてください。	住民課 住民異動係 ☎0893-44-6152
<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた方	* 死亡した日で印鑑登録は自動的に抹消されますので、【印鑑登録証】をお返してください。紛失の場合は、その旨をご連絡ください。	
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード マイナンバーの通知カード をお持ちの方	* マイナンバーカード・マイナンバーの通知カードはご希望により保管されてもかまいません。	
<input type="checkbox"/>	住基カードをお持ちの方	* 【住基カード】をお返してください。	
<input type="checkbox"/>	内子町国民健康保険に 加入していた方	* 【保険証】をお返してください。 * 亡くなられた方が、世帯主または擬主の方で、同一世帯の中に国保加入者がいる場合は、世帯主名を書き替えますので、【保険証】をお持ちください。 * 葬祭費が支給されますので【葬祭執行人（喪主）名義の通帳・認印】をお持ちください。 * 国民健康保険税は再計算して、後日お知らせします。	住民課 国民健康保険係 ☎0893-44-6152  (保険税について) 税務課 国民健康保険税係 ☎0893-44-6153
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に 加入していた方	* 【保険証】をお返してください。 * 葬祭費が支給されますので【会葬礼状または葬儀費用にかかる領収書・葬祭執行人（喪主）名義の通帳・認印】をお持ちください。 * 亡くなられた方の高額療養費がある場合は、【法定相続人名義の通帳・認印】をお持ちください。 * 保険料は再計算して後日お知らせします。	住民課 後期高齢者医療係 ☎0893-44-6152
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証を お持ちの方	* 【介護保険証】をお返してください。 * 亡くなられた方の高額介護サービス費がある場合は、【法定相続人名義の通帳・認印】をお持ちください。 * 保険料は再計算して後日お知らせします。	保健福祉課 介護保険係 ☎0893-44-6154

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
□	国民年金	<p>* 亡くなられた方が受給者の場合、死亡届が必要ですので【年金証書・年金手帳・認印】をお持ちください。</p> <p>* 一時金や未支給分がある場合は、請求することができますので、【請求者名義の通帳・請求者のマイナンバーが分かるもの】をお持ちください。（亡くなられた方と生計を同じくしていた①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹⑦それ以外の三親等内の親族のうち、優先順位が高い方が請求できます。）</p> <p>* 住民票や戸籍謄本等の【交付手数料】が必要な場合があります。</p> <p>* 亡くなられた方の配偶者が第3号被保険者の場合は、第1号被保険者への変更が必要です。</p>	<p>住民課 国民年金係 ☎0893-44-6152</p> <p>松山西年金事務所 国民年金課 ☎089-925-5175 お客様相談室 ☎089-925-5110</p>
□	農地の相続届出	<p>* 亡くなられた方が所有している農地を相続した場合は、相続の届出が必要です。農地がある市町村の農業委員会へ届出をしてください。</p> <p>* 内子町に農地がある場合は、<u>農業委員会(内子分庁2階)</u>まで【認印】をお持ちください。</p>	<p>農業委員会 ☎0893-44-2113</p>
□	森林の相続届出	<p>* 亡くなられた方が所有している森林で地域森林計画に搭載ある場合は、相続登記等の手続きが必要です。森林がある市町村の担当課へお問い合わせください。</p> <p>* 内子町に該当森林がある場合は、<u>産業振興課(内子分庁2階)</u>までご連絡ください。</p>	<p>産業振興課 ☎0893-44-2123</p>
□	身体障がい者手帳・療育手帳をお持ちの方	<p>* 返還届が必要ですので、手帳・認印をお持ちください。</p>	<p>保健福祉課 障がい者福祉係 ☎0893-44-6154</p>
□	重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちの方	<p>* 【受給者証】をお返しください。</p>	
□	ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方	<p>* 【受給者証】をお返しください。</p>	
□	ひとり親家庭医療費助成	<p>* 20歳未満の児童を扶養していた父が亡くなった場合など、一定の要件に該当する場合に保険診療による医療費の自己負担分を助成します。該当の有無や、申請に必要な書類は世帯状況により異なりますので、係へご相談ください。</p>	<p>こども支援課 ☎0893-44-6154</p>
□	児童扶養手当	<p>* 18歳以下の児童を養育している父または母が亡くなった場合など、一定の要件に該当する場合に支給されます。該当の有無や、申請に必要な書類は世帯状況により異なりますので、係へご相談ください。</p>	

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問 い 合 せ 先
<input type="checkbox"/>	子ども医療費受給者証をお持ちの方	*【受給者証】をお返してください。	
<input type="checkbox"/>	児童手当 (公務員を除く)	*受給者が亡くなった場合は、児童の今後の養育者が、健康保険証・通帳・認印をお持ちになり、亡くなった日の翌日から15日以内に請求手続きをしてください。 *支給対象のお子様が無くなった場合は、【認印】をお持ちになり額改定届、または消滅届をしてください。	こども支援課 ☎0893-44-6154
<input type="checkbox"/>	各種町税	*口座振替手続きをしている人が亡くなった場合は、口座の変更手続きをしてください。 *125cc以下のバイクを所有していた方が亡くなった場合は、名義変更または廃車手続きをしてください。 *固定資産税が課税されていた人が亡くなった場合、納税管理人指定届・現所有者申告書が必要です。登記の変更がなされるまでの間、納税通知書等を受領し納税していただく代表者を決めて、届出をしてください。	税務課 ☎0893-44-6153
<input type="checkbox"/>	不動産	*不動産登記の変更は、法務局へご相談ください。	松山地方法務局 大洲支局 ☎0893-50-5055
<input type="checkbox"/>	水道・下水道	*名義人が亡くなった場合、名義変更届が必要です。【認印】をお持ちください。 *口座振替手続きをしている場合は、口座の変更手続きが必要になります。	上下水道対策班 ☎0893-44-6158
<input type="checkbox"/>	交通災害	*加入していた人が交通事故で亡くなった場合(事故の障害が原因で、事故から180日以内に死亡した場合も含む)、死亡保険金を請求できる場合があります。詳しくは、係へご相談ください。	総務課 ☎0893-44-6150
<input type="checkbox"/>	霊柩車補助金	*葬儀会場から藤華苑まで遠距離となる場合に支給されますので、【葬祭執行人(喪主)名義の通帳・認印】をお持ちください。	住民課 ☎0893-44-6152
<input type="checkbox"/>	厚生年金、共済年金	*亡くなった方が、厚生年金に加入されたことがある場合は年金事務所で、共済年金に加入されたことがある場合は所属していた共済組合で手続きをしてください。	松山西年金事務所 ☎089-925-5105
<input type="checkbox"/>	恩給	*受給者が亡くなった場合は、恩給局へご連絡ください。	恩給相談室 ☎03-5273-1400